

県南広域振興局長告示第 134 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

県南広域振興局長 勝 部 修

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
石鳥谷駅前クリニック	花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 121 番地	花巻市石鳥谷町好地第 7 地割 209 番地 2	平成 20 年 3 月 28 日